



19年6月19日

各 位

会 社 名 株式会社 加ト吉
代 表 者 名 取締役社長 金森哲治
(コード番号:2873 東証第一部・大証第一部)
問 合 せ 先
責 任 者 役 職 名 取締役専務執行役員
管理統括本部長
氏 名 島 田 稔
T E L (0875) 56 - 1141

第 52 回定時株主総会招集のご通知(訂正版)について

昨日開示いたしました「平成 19 年 3 月期通期決算短信の開示等に係る現状と見通しについて」において、「第 52 回定時株主総会招集のご通知(訂正版)」の作成が完了次第その内容を公表する旨お知らせいたしましたが、本日その作成を完了いたしましたのでお知らせします。

なお、内容につきましては「第 52 回定時株主総会招集のご通知(訂正版)」の写を添付いたしますのでご参照ください。

また、株主の皆様には、印刷が完了次第速やかに郵送いたします。

以上

株 主 各 位

香川県観音寺市坂本町五丁目18番37号

株式会社 加ト吉

取締役社長 金 森 哲 治

第52回定時株主総会招集ご通知（訂正版）

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第52回定時株主総会招集ご通知につきましては、平成19年6月13日付で拝送させていただきましたが、その発送時点におきましては当社一時会計監査人及び監査役会の監査が未了でございました。このたびこれらの監査が終了し、それぞれ監査報告書を受領いたしました。また、あわせて計算書類等に所要の訂正をいたしましたので、あらためて「第52回定時株主総会招集ご通知（訂正版）」として、ここにご通知申し上げるとともに、ご出席下さいますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら平成19年6月13日付でお送りした議決権行使書に賛否をご表示いただき、平成19年6月27日（水曜日）午後5時までには到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 香川県観音寺市坂本町五丁目18番40号
観音寺グランドホテル 1階 大ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照下さい。)
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第52期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）
事業報告の内容報告の件
 2. 第52期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）
連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算
書類監査結果報告の件

- 決議事項 第1号議案 第52期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）計算書類承認の件
- 第2号議案 剰余金処分の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役6名選任の件
- 第5号議案 監査役1名選任の件
- 第6号議案 会計監査人3名選任の件
- 第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第8号議案 監査役の報酬額改定の件

以上

-
- ・ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ・ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.katokichi.co.jp/ir/index.html>) に掲載させていただきます。

事業報告

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

・企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

事業の概況のご報告に先立ちまして、この度の当社における不適切な取引行為について、株主の皆様には多大なご迷惑、ご心配をおかけいたしておりますことを深く反省し、謹んでお詫び申し上げます。

平成19年1月、当社は当社の一時的会計監査人であるみずほ監査法人より、当社と一部取引先との間で不適切な取引が行われているとの指摘を受け、事実を確認するため社内で内部調査委員会を設置し調査を行っていましたが、透明性、公正性を確保するため、平成19年3月に弁護士、公認会計士で構成された外部調査委員会を設置し、調査を委嘱いたしました。

平成19年4月に外部調査委員会より提出された調査結果の概要は次のとおりであります。

平成13年度から平成18年度までの当社並びに一部の関係会社における売上及び仕入取引について調査を行った結果、当社と一部取引先との間で商品の移動を伴わない不適切な帳合取引を含む金融支援取引が行われていた事実を確認いたしました。不適切な取引による売上高は、106,120百万円、それに伴う回収懸念債権額14,281百万円、不良在庫評価損2,979百万円と算定され、これらは財務諸表の過年度修正の対象となりました。また、この調査結果に基づき第47期から第52期中間期までの決算内容を再度精査し、追加で判明した不適切な取引を加えて過年度財務諸表の適正性を図る観点から、各事業年度の訂正報告書を作成し6月中旬に関東財務局長あてに提出する予定であります。また、修正内容を当期の事業報告及び計算書類に反映させておりますが、事案の性格上、可能な限りの正確性、網羅性を確保するための調査にかなりの時間を要し、同様の理由により会計監査人の監査にも時間を要しております。このため、本総会の招集通知発送の時点では会計監査人及び監査役会から監査報告を得られない状況となっております。

株主の皆様には、多大なご迷惑をおかけしておりますが、監査報告を受領次第、ただちに株主の皆様には別途ご送付させていただきます。

当社ではこのような不適切な取引の再発防止に向けて経営方針を刷新して全社に周知するとともに、平成19年5月に社長を本部長とする経営改革本部を新設し、管理機能の強化、内部統制システムの確立とその適切な運用が図られるよう抜本的な経営改革を早急に進めております。その概要につきましては後記(5) 対処すべき課題に記載しております。

また、今回の不適切な取引に関係する元取締役に対する損害賠償請求も検討しております。

株主の皆様には引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国経済の減速や為替動向等が景気に対する不安要因となっているものの、企業収益の改善を背景に、民間設備投資が堅調であることと個人消費も改善の兆しが見られることから、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

当社グループが関連する事業においては、少子高齢化と市場の成熟化が進む中、企業間での価格競争が激しく、依然厳しい経営環境が続いております。

このような状況のもと、食品事業では「安心、安全、健康」をキーワードとして、素材にこだわり地域性を生かした商品開発や販売ルート開拓に力を注ぎ、営業基盤強化に努めました。また、ローコスト体質確立に向けて、物流コスト削減と生産効率向上に取り組むなど、経費削減に努めました。一方、サービス事業のホテル部門におきましては、国内旅行の回復の兆しが見えるものの、燃料コストの高騰と客単価低下が依然として続いている状況下で、経営の効率化に取り組み、お客様へのサービス向上に努めました。また、外食部門におきましては、競合他社の新規出店が続く厳しい環境ではありますが、付加価値の高いメニュー開発とサービスの提供に取り組みました。

以上の結果、売上高は3,486億75百万円で前年同期比9.5%増、営業利益は101億50百万円で前年同期比24.1%減となりました。今回の不適切な取引行為に関連して、売上債権並びにたな卸商品について精査した結果、過年度に評価減等を計上すべきと判断した額を特別損失の過年度損益修正損として、修正額18億61百万円を計上いたしました。また、当期分として処理すべきと判断したたな卸評価減30億1百万円、貸倒引当金繰入148億11百万円を特別損失に計上いたしました。その結果、当期純損失は109億20百万円となりました。

【食品事業】

食品事業の売上高は3,214億26百万円、営業利益は95億57百万円となりました。前年比較につきましては過年度分を修正したことにより、売上高は前期3,038億54百万円で前年同期比5.8%増、営業利益は、前期127億65百万円で前年同期比25.1%減となりました。

冷凍食品部門

冷凍食品部門は、家庭用では特売訴求が続く厳しい販売環境でありましたが、値引対象外「S」商品を積極的に販売するなど、値引対策に取り組み収益体質の改善に努めました。また、新商品開発につきましては、地域性を生かしたお弁当用商品や米飯商品の充実と国産素材をアピールした商品の開発に取り組みました。その結果、玉麴、具付麴、季節麴、地域麴の「めん類」や新商品の「6種のおかずセット」「豚しゃぶおろし」「ライスバーガー焼肉」が好調でした。一方、業務用では、市場の成熟化が進行していますが、外食、中食、給食市場等のチャンネル別にきめ細かな営業活動を行うとともに、市場ニーズを捉えた業種業態別のメニュー提案を行ってまいりました。新商品開発におきましては、「素材へのこだわり」「健康」などをテーマに国内産水産素材を使った調理食品並びに水産加工品を開発、販売いたしました。その結果、「ササミカツ」「えびカツ」「ふっくら赤飯」「鶏肉のピカタ」が好調でありました。

冷凍水産品部門

冷凍水産品部門は、欧米での健康指向の高まりと中国での所得水準の向上などから、水産物の流通が大きく変化し、世界的に市場が拡大しております。国内市場では買付け難が深刻化する一方で低価格志向が依然として続く厳しい経営環境でありました。

当部門の主な取扱商品であります冷凍エビ市場は、市況が軟調に推移する一方で、冷凍魚につきましても需給環境が思わしくない状況が続いておりますが、水産素材から加工品販売へ販売シフトを順次行ったことと取扱商品の絞り込みにより、冷凍エビ並びに冷凍魚介類の取扱いが減少いたしました。

常温食品部門他

常温食品部門は、市場規模が拡大している無菌包装米飯は、「健康」「個食」「高付加価値」などをテーマとして事業を展開し、健康指向には「発芽玄米ごはん」「食物繊維たっぷりご飯」、個食化には「赤飯」「大盛たきたてご飯」「このままで白がゆ」など、それぞれのテーマ毎に幅広いニーズに対応しつつ商品の高品質化や食シーンにあった商品を提案し、順調に売上を伸ばしました。

めん類の即席麺では、「だしがきいてるラーメン」シリーズが順調に伸び、本格販売したうどん商品は、体にやさしい“油で揚げてない麺”シリーズのノンフライ和風カップ麺「さぬきカトキチ天ぷらうどん」などが順調に売上を伸ばしました。

【サービス事業】

サービス事業の売上高は前年同期比86.0%増の272億48百万円となり、営業利益は前年同期比0.9%増の4億69百万円となりました。

ホテル部門

ホテル部門では、“こんぴらさん”で知られる琴平の「湯元ことひら温泉琴琴閣」、 “ニューレオマワールド”に併設したホテル「ホテルレオマの森」など5ホテルを香川県内で展開しています。各ホテルは宴会・宿泊プランやイベント等の販売企画の展開と広告宣伝活動を積極的に行ったことから、客室稼働率が向上し、宿泊収入が増加するなど順調に売上を伸ばしました。

外食部門

外食部門では、(株)村さ来本社が経営する居酒屋事業は直営店21店舗、FC店333店舗、(株)ハブが経営する英国風パブ事業は直営店42店舗、(株)シンワオックスが経営する居酒屋事業等は直営店60店舗を展開しています。競合他社の新規出店競争が続く厳しい状況ではありますが、FC店舗の収益改善を目指し、個室感を高めた新業態の「ゆるりと菜」へ既存店舗の業態変更を進めるとともに、不採算店の整理を進めました。また、恒例の「ビヤジャン祭り」「じゃんチュー杯」など、(株)村さ来本社ならではの趣向を凝らした販促活動を行いました。

(2) 部門別売上高

事業別	部門別	前連結会計年度	当連結会計年度	前期比
		百万円	百万円	
食品事業	冷凍食品部門	191,821	196,056	102.2
	冷凍水産品部門	45,935	42,057	91.6
	常温食品部門他	66,097	83,313	126.0
	小計	303,854	321,426	105.8
サービス事業	ホテル部門	5,055	5,618	111.1
	外食部門他	9,597	21,630	225.4
	小計	14,652	27,248	186.0
合計		318,506	348,675	109.5

(注) 前連結会計年度の数値は、不適切な取引による売上への影響額を訂正したものを記載しております。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資は食品事業58億77百万円、サービス事業23億7百万円など総額83億41百万円であります。

食品事業においては、当社中央工場の麺類米飯類製造設備等（2億38百万円）、新潟魚沼工場のミネラルウォーター製造設備の増設等（5億94百万円）、㈱グリーンフーズの本社ビル購入（10億5百万円）、川万水産㈱における本社新工場の建設（7億41百万円）などの設備投資を実施いたしました。

サービス事業においては、㈱ハブの店舗改装等に関する投資（2億5百万円）、㈱アドバンスサポートの携帯電話販売店の新規出店に関連する投資（1億32百万円）などの設備投資を実施いたしました。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、自己資金、銀行借入金による資金調達のほか、一部子会社では増資により必要な資金の調達を行いました。

1. 子会社の㈱ハブは平成18年4月2日に公募増資により新株式を発行しております。
2. 子会社の㈱大冷は平成18年11月22日に公募増資により新株式を発行しております。

(5) 対処すべき課題

当社は、平成18年5月8日開催の取締役会において、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制」について決議しておりますが、この決議の後も以下に記載する当社経営の根幹に係る弊害が是正されず、この度の不適切な取引行為に関する一連の事実も第三者の指摘を受けるまで顕在化することはありませんでした。結果として、この取締役会決議に基づく内部統制に係る当社の体制は有効に機能しなかったと言わざるを得ません。

- (1) 当社グループの基本的な経営方針が売上至上主義、対前年度比較主義であったこと。
- (2) 取締役をはじめとする内部統制意識の不十分さが社内に蔓延していたこと。
- (3) 社長のワンマン経営、同族経営の弊害があったこと。

以上の問題認識を踏まえ、当社は、不適切な取引行為の再発防止と積極的な経営改革に向けて平成19年5月10日開催の取締役会において、再発防止に向けた経営方針を下記のとおり決定いたしました。

【再発防止に向けた経営方針】

- (1) 売上至上主義、対前年度比較主義との決別
 - ① 帳合取引の計上見直し、計上基準の厳格化、循環取引防止のための管理システムの確立
 - ② 計画・実行・検証サイクルの導入
 - ③ 人事評価制度の見直し
- (2) 内部統制システムの確立
 - ① 取締役の責任のより一層の自覚と取締役会の活性化
 - ② 内部監査体制（事後チェック）の強化

- ③ 経営管理機能（事前チェック）の徹底的な強化
 - ④ グループマネジメントの再構築
 - ⑤ 業務フローの見直し（チェック、牽制体制強化）
 - ⑥ ①～⑤に沿った組織・規程の見直し
- (3) 公的存在としての企業責任の再確認
- ① 経営陣の一新、外部人材の登用
 - ② 財務の透明化と説明責任の貫徹
 - ③ コンプライアンスの徹底

当社といたしましては、上記の内部統制体制の強化、充実及び経営全般にわたる組織、諸制度の見直しと改善を喫緊の課題と認識しており、一日も早く株主の皆様はじめお取引先、その他関係各位のご信頼を回復し、社会に認められかつ社会に貢献する企業に生まれ変わっていきたく強く念じております。

次に各事業分野毎に、事業遂行上対処すべき課題についてその概要を申し述べます。

〈食品事業〉

食品事業につきましては、消費者の「安全、安心」への要求、低価格志向など依然根強く厳しい営業環境であります。消費者ニーズを捉えた商品開発と、生産コスト低減に努めてまいります。

〈サービス事業〉

サービス事業につきましては、利益体質の強化を図るべくローコスト化、効率化を進めるとともにお客様ニーズの多様化に対処すべく新業態の開発に努めてまいります。

今後の景気見通しにつきましては、原油価格の高騰等が懸念されるものの、堅調な企業業績や底堅い個人消費などを背景に着実に回復基調を迎えるものと思われまます。

株主の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜り、引き続き一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 47 期 平成14年3月期	第 48 期 平成15年3月期	第 49 期 平成16年3月期	第 50 期 平成17年3月期	第 51 期 平成18年3月期	第 52 期 平成19年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高	247,153	262,868	274,868	301,041	339,850	348,675
経 常 利 益	12,281	11,333	11,700	13,662	14,597	10,939
当期純利益 又は当期純損失(△)	6,102	4,804	5,336	7,448	6,598	△10,920
1株当たりの 当期純利益	111円52銭	87円33銭	97円10銭	135円47銭	40円19銭	△67円39銭
総 資 産	224,759	215,242	231,825	241,600	242,331	251,821
純 資 産	82,881	85,652	91,225	96,872	100,592	94,799

- (注) 1. 第52期(当連結会計年度)から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
2. 過年度修正概要
不適切な取引による過年度の損益への影響額を示すと、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	区 分	訂正前(B)	訂正後(A)	影響額(A)-(B)
第 47 期 平成14年3月期	売 上 高	247,153	240,105	△7,048
	経 常 利 益	12,281	12,281	—
	当期純利益	6,102	6,019	△83
第 48 期 平成15年3月期	売 上 高	262,868	248,809	△14,058
	経 常 利 益	11,333	11,333	—
	当期純利益	4,804	4,730	△73
第 49 期 平成16年3月期	売 上 高	274,868	253,991	△20,876
	経 常 利 益	11,700	11,700	—
	当期純利益	5,336	5,308	△28
第 50 期 平成17年3月期	売 上 高	301,041	279,539	△21,502
	経 常 利 益	13,662	13,662	—
	当期純利益	7,448	7,300	△148
第 51 期 平成18年3月期	売 上 高	339,850	318,506	△21,343
	経 常 利 益	14,597	14,597	0
	当期純利益	6,598	5,886	△711

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

- 1 親会社との関係
該当事項はありません。
- 2 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社加ト吉フードレック	7,038百万円	100.0%	運送業、冷凍冷蔵倉庫業及びホテルの経営
栄和総合リース株式会社	3,420百万円	100.0%	不動産のリース・レンタル業及び不動産の賃貸業
株式会社村さ来本社	146百万円	100.0%	飲食店の経営及び指導
株式会社関空デリカ	383百万円	100.0%	弁当及び惣菜の製造業
株式会社エフネット	10百万円	100.0% (100.0%)	水産物の加工及び販売
株式会社関西村さ来	50百万円	100.0% (100.0%)	飲食業の経営及び指導
株式会社セイワ物流	23百万円	100.0% (100.0%)	運送業
株式会社まだん	10百万円	100.0% (100.0%)	飲食店の経営
株式会社ヒューマンウィズ	50百万円	100.0% (100.0%)	飲食店の経営
REXUS INTERNATIONAL CORPORATION	50万米ドル	100.0% (100.0%)	卸売事業
株式会社プライムステージ	40百万円	100.0% (100.0%)	テレホンマーケティング (コールセンター)
株式会社アドバンスモバイル	90百万円	100.0% (100.0%)	携帯電話の販売
株式会社アドバンスソリューション	90百万円	100.0% (100.0%)	携帯電話の販売
有限会社美竹商事	24百万円	100.0% (100.0%)	飲食店の経営
ケイエス冷凍食品株式会社	856百万円	75.0% (28.0%)	冷凍食品の製造業
株式会社香川県観光開発	400百万円	63.0% (63.0%)	ゴルフ場、遊園地、ホテルの経営
株式会社アドバンスサポート	300百万円	50.9% (25.0%)	テレホンマーケティング (コールセンター)
株式会社龍馬オフィスサポート	10百万円	60.0% (60.0%)	事務用機器の販売
株式会社オーシャンテレコム	90百万円	58.0% (58.0%)	テレホンマーケティング (コールセンター)
株式会社グリーンフーズ	627百万円	55.2%	鰻・穴子の加工・卸売業
加ト吉水産株式会社	203百万円	51.1%	冷凍水産品の加工
川万水産株式会社	60百万円	51.0% (16.8%)	水産物の加工及び販売
株式会社光陽	449百万円	50.0%	冷凍食品の製造業
株式会社北海道加ト吉	100百万円	50.0%	冷凍食品の製造業
株式会社キング食品	56百万円	50.0%	食品製造販売業
新日本グローバル株式会社	58百万円	43.0% (27.0%)	水産物の卸売業

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ハ ブ	628百万円	42.8% (13.8%)	英国風パブの事業展開
株 式 会 社 大 冷	1,200百万円	42.0% (0.5%)	業務用冷凍食品の製造及び販売
シンワオックス株式会社	1,251百万円	40.0% (3.7%)	畜産物の生産、加工及び販売 飲食店等の経営
青島加藤吉食品有限公司	6百万米ドル	100.0%	冷凍水産品の加工業
威海威東日綜合食品有限公司	8百万米ドル	87.5%	冷凍食品の製造業
青島亜是加食品有限公司	5百万米ドル	56.5%	冷凍食品の製造業
山東凱加食品股份有限公司	5百万米ドル	45.0%	冷凍食品の製造業
舟山加藤佳食品有限公司	6百万米ドル	45.0% (11.2%)	水産品・調理食品の加工販売

(注) 1. 議決権比率の()は、当社の子会社の議決権比率を内数で表示しております。

2. (株)関西村さ来、(株)セイワ物流、(株)まだん、(株)ヒューマンウィズ、REXUS INTERNATIONAL CORPORATION、(株)プライムステージ、(株)アドバンスモバイル、(株)アドバンスソリューション、(有)美竹商事、(株)香川県観光開発、(株)アドバンスサポート、(株)龍馬オフィスサポート、(株)オーシャンテレコム並びにシンワオックス(株)は、当連結会計年度から重要な子会社といたしました。

(10) 従業員の状況

(1) 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
4,586名	941名増

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
951名	6名減	40歳8ヶ月	14年5ヶ月

(注) 使用人数は就業人員で記載しており出向受入社員26名を含み、臨時・嘱託従業員数の平均雇用人数244名は含まれておりません。

(11) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	10,799百万円
株式会社三井住友銀行	6,218百万円
株式会社四国銀行	5,570百万円
株式会社りそな銀行	3,660百万円
株式会社百十四銀行	1,895百万円
株式会社みずほ銀行	1,892百万円
株式会社香川銀行	1,858百万円
株式会社あおぞら銀行	1,735百万円
株式会社山口銀行	1,575百万円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社の子会社である(株)加ト吉フードレックが納入業者に対し、独占禁止法第19条（不正な取引方法）第14項（優越的地位の濫用）に違反する虞がある行為をしていたとして平成19年3月7日、公正取引委員会から「警告」を受ける不祥事案がありました。

2. 会社の株式に関する事項

発行可能株式総数

596,733,000株

発行済株式の総数

164,172,987株
(うち自己株式数 2,133,556株)

株 主 数

55,806名

大 株 主 (発行済株式 (自己株式を除く) の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主)

該当する株主はありませんので、上位10名の株主を記載しております。

株 主 名	持 株 数
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	12,473 千株
加 藤 義 和 株 式 会 社	11,100
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	8,521
日 本 た ば こ 産 業 株 式 会 社	8,250
株 式 会 社 四 国 銀 行	7,911
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	7,583
加 藤 義 清	4,800
全国共済農業協同組合連合会	4,272
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	3,426
日 本 興 亜 損 害 保 険 株 式 会 社	3,023

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成19年3月31日現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	他の法人等の代表状況等
加 藤 義 和	代表取締役会長兼社長	㈱加ト吉フードレック 代表取締役 加ト吉水産㈱ 代表取締役 ㈱北海道加ト吉 代表取締役 ㈱カトキチトーヨー 代表取締役 ㈱香川県観光開発 代表取締役 ㈱アドバンスサポート 代表取締役 青島加藤吉食品有限公司 董事長 威海威東日綜合食品有限公司 董事長 吉林德加食品有限公司 董事長
加 藤 義 清	代表取締役副社長（業務統括本部長）	㈱加ト吉フードレック 代表取締役 ㈱四国ライス 代表取締役 K&T FOODS CO.,LTD. 代表取締役 PT. SEKAR KATOKICHI 代表取締役
金 森 哲 治	代表取締役副社長（関東統括本部長）	
三 宅 孝 夫	取締役専務執行役員（営業統括本部長）	
島 田 稔	取締役専務執行役員（管理統括本部長）	栄和綜合リース㈱ 代表取締役
佐々木 三 郎	取締役専務執行役員（東京支社長兼海外事業部長）	PT. KHOM FOODS 代表取締役
藤 井 孝 行	取締役専務執行役員（生産開発事業本部長）	加ト吉水産㈱ 代表取締役 半田食品㈱ 代表取締役 コック食品㈱ 代表取締役 大協冷蔵㈱ 代表取締役 富士アクア㈱ 代表取締役
黒 田 栄 吉	取締役常務執行役員（管理本部長）	
田 代 聖 師	取締役常務執行役員（水産事業本部長兼東京水産事業部長）	㈱日南通商 代表取締役 ㈱アンナマリー 代表取締役
高 須 稔	取締役	N. Z. KATOKOICHI CO.,LTD 代表取締役 烟台新興食品有限公司 董事長
小 林 一 夫	取締役執行役員（事業開発担当兼東京支社副支社長）	
島 一	取締役	株式会社志満秀 代表取締役 観音寺商工会議所 副会頭
西 藤 浩 之	常勤監査役	
宮 下 直 美	監査役	税理士
長 田 勉	監査役	税理士
三 谷 繁 雄	監査役	税理士

- (注) 1. 取締役のうち島 一氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役のうち宮下直美、長田 勉、三谷繁雄の3氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役宮下直美、長田 勉及び三谷繁雄の3氏は、税理士の資格があり税務面に関し相当程度の知見を有しております。
 4. 当期中の取締役の地位及び担当の変更は、次のとおりです。

氏名	新		旧		異動年月日
	地位	担当	地位	担当	
加藤義和	代表取締役 会長兼社長		代表取締役 執行役員 会長兼社長		平成18年6月26日
加藤義清	代表取締役 副社長	業務統括本部長	代表取締役執 行役員副社長	業務統括本部長	平成18年6月26日
金森哲治	代表取締役 副社長	関東統括本部長	取締役	経営企画担当	平成18年8月1日
藤井孝行	取締役専務 執行役員	生産開発事業本部長	取締役常務 執行役員	生産開発事業本部長	平成18年8月1日
高須 稔	取締役		取締役常務 執行役員	水産事業本部長	平成19年3月28日
田代聖師	取締役常務 執行役員	水産事業本部長兼 東京水産事業部長	取締役常務 執行役員	東京水産事業部長	平成19年3月28日

5. その他会社役員に関する重要な事項

- (1) 代表取締役副社長金森哲治氏は、平成19年4月24日をもって代表取締役社長に就任いたしました。
- (2) 取締役執行役員小林一夫氏は、平成19年4月24日をもって取締役専務執行役員に就任いたしました。
- (3) 代表取締役会長兼社長加藤義和氏、代表取締役副社長加藤義清氏並びに取締役高須稔氏は、平成19年4月24日をもって辞任いたしました。
- (4) 取締役専務執行役員佐々木三郎氏及び取締役専務執行役員藤井孝行氏は、平成19年5月10日をもって取締役常務執行役員に就任いたしました。
- (5) 今般の不適切な取引に関し、平成19年5月10日付けで、代表取締役は役員報酬月額20%、その他取締役は10%、常勤監査役は5%を各々1ヶ月間減給する処分を行いました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額	摘 要
取 締 役	12名	281百万円	内、社外取締役1名
監 査 役	4名	12百万円	内、社外監査役3名
合 計	16名	293百万円	

- (注) 1. 取締役報酬限度額は、年額540百万円以内であります。(平成9年6月27日付株主総会決議)
2. 監査役報酬限度額は、年額18百万円以内であります。(平成9年6月27日付株主総会決議)
3. 上記報酬額のうち、社外取締役1名、社外監査役3名の報酬の合計額は4百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

1. 社外取締役 島 一氏に関する事項

(1) 他の会社の業務執行取締役の兼任状況

株式会社志満秀の代表取締役であり、当社と株式会社志満秀との間には重要な取引はありません。

(2) 他の会社の社外役員の兼任状況

当該事項はありません。

(3) 主要取引先等特定関係事業者との関係

当該事項はありません。

(4) 当事業年度における活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

取締役就任以降開催の取締役会23回のうち、12回出席しており、当社の経営に対し、適宜必要な発言を行っております。

(イ) 不祥事等に関する対応の概要

① 平成13年度から平成18年度の間、当社は取引先への金融支援等を目的とした商取引として商品の移動を伴わない循環取引等の不適切な取引が行われました。同氏は取締役会等において法令を遵守した業務執行を行うよう適宜発言しておりましたが、今回の事実が発覚するまで不適切な取引が行われていることを予知することができませんでした。かかる事実が発覚した後は、法令を遵守した業務執行が行われるよう、売上至上主義改善のための管理部門の充実・内部統制システムの確立と適切な運用のための諸施策の実行を提言しました。

② 同氏が当社の社外取締役として在任中、当社の子会社である(株)加ト吉フードレックが納入業者に対し、独占禁止法第19条（不公正な取引方法）第14項（優越的地位の濫用）に違反する虞がある行為をしていたとして公正取引委員会から「警告」を受ける不祥事案がありました。

同氏は、この警告を真摯に受け止めて、「管理体制の見直し・強化などの再発防止策」を講じるよう提言しております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款に設けておりますが、社外取締役との間で責任限定契約は締結しておりません。

2. 社外監査役 宮下直美氏、長田勉氏、三谷繁雄氏に関する事項

(1) 他の会社の業務執行取締役の兼任状況

当該事項はありません。

(2) 他の会社の社外役員の兼任状況

監査役三谷繁雄氏は、株式会社加ト吉フードレックの社外監査役であります。

(3) 主要取引先等特定関係事業者との関係

当該事項はありません。

(4) 当事業年度における活動状況

(ア) 取締役会及び監査役会の出席状況及び発言状況

3氏は、定期的開催される取締役会及び監査役会に出席し、主に税務面の見地から必要に応じ公正な意見及び監査の方法その他監査役の職務執行に関する事項について適宜発言を行っております。

(イ) 不祥事等に関する対応の概要

① 平成13年度から平成18年度の間、当社において取引先への金融支援等を目的とした商取引として商品の移動を伴わない循環取引等の不適切な取引が行われました。3氏は監査役会等において法令を遵守した業務執行を行うよう適宜発言しておりましたが、今回の事実が発覚するまで不適切な取引が行われていることを予知することができませんでした。かかる事実が発覚した後は、法令を遵守した業務執行が行われるよう、内部統制システムの確立と適切な運用のための諸施策の実行を提言しました。

② 3氏につきましては、各氏が当社の社外監査役として在任中、当社の子会社である(株)加ト吉フードレックが納入業者に対し、独占禁止法第19条（不公正な取引方法）第14項（優越的地位の濫用）に違反する虞がある行為をしていたとして公正取引委員会から「警告」を受ける不祥事案がありました。

3氏は、この警告を真摯に受け止めて、「管理体制の見直し・強化などの再発防止策」を講じるよう提言しております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款に設けておりますが、社外監査役との間で責任限定契約は締結しておりません。

5．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

みすず監査法人（一時会計監査人）

(注) 1. 当社の会計監査人でありました中央青山監査法人（平成18年9月1日付で、みすず監査法人に名称変更）は、平成18年5月10日付で金融庁より、平成18年7月1日から平成18年8月31日までの2ヶ月間、業務停止処分を受けました。これにより同監査法人は当社の会計監査人としての資格を喪失し退任いたしました。当社監査役会は、当社の会計監査人が不在となることを回避するため、行政処分に対する真摯な受け止め方及び再発防止に向けた改革を行う姿勢並びに当社に対するこれまでの監査業務の実績を評価し、業務停止期間終了後の平成18年9月1日付で当社の一時会計監査人に選任することといたしました。

2. 退任した監査法人の名称及び所在地

名称 中央青山監査法人（平成18年9月1日付で、みすず監査法人に名称変更）

事務所所在地 東京都千代田区霞ヶ関三丁目2番5号 霞ヶ関ビル

3. 就任した一時会計監査人

名称 みすず監査法人

事務所所在地 東京都千代田区霞ヶ関三丁目2番5号 霞ヶ関ビル

(2) 会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

39百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

86百万円

(3) 重要な連結子会社の計算関係書類監査を行う者に関する事項

当社の重要な連結子会社のうち、(株)村さ来本社、(株)大冷、シンワオックス(株)は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である内部統制のアドバイザー・サービス業務を委託しております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査役会が、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを勘案し、再任・不再任の決定を行う方針です。

6．会社の体制及び方針

1．業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役（執行役員）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 事業活動における法令、企業倫理、企業活動憲章、社内規程などの遵守を確保するため「コンプライアンス委員会」を設置し、社長の直属組織とする。

② 「内部統制体制」が有効に機能していることを監視、検証するため、又、内部統制に関する研修等により周知徹底を図るため、社長は「内部統制監査室」を設置する。

③ 法令遵守上疑義のある行為等について使用人が情報提供を行う手段として、コンプライアンスホットラインを設置する。

なお、外部に委嘱する「公益通報窓口」は法律事務所弁護士を任命する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要会議における内容の書面化、記録化及び取締役会に報告した執行役の業務執行状況資料、及び取締役会議事録、常務会議事録及び稟議決裁書、その他重要書類は取締役及び監査役の求めに応じ閲覧可能とし、総務部において保存し情報管理規程、文書取扱規定により管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

① リスクを未然に防止するため、社長は「内部統制委員会」を設置し、具体的な内部監視体制を実施する。万一事故又は多大のリスクが発生したときは「危機管理委員会」又は「特別調査委員会」を設置し、これにあたる。

② 「内部統制体制」はリスクを未然に防止するための事前チェックを機能させるものであり、リスクの洗い出し作業を行い各執行役は所管する分掌の範囲について責任を持って運用する。

③ 事業活動における諸種の危機管理を行い、損失の最小化を図るため、事案に応じ取締役会は「危機管理委員会」又は「特別調査委員会」を招集開催する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

職務分掌規程の見直し、権限委譲の明確化、電子化、システム化の促進を図るとともに、取締役の業務の効率性を確保するためにも、決議事項が議論により決議されることを目指す。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ子会社においても、業務の特性に応じて定められた業法などの諸規則を遵守し、各社の社内ルールに則って「内部統制管理者」を設置し、適切に管理する。

なお、当社はグループ会社との連携を図るため「内部統制連絡会」を組織し、定期的継続的な運営を行う。

(6) 監査役の職務を補助する使用人等に関する事項

監査役の職務を補助すべき体制について監査役直属の「監査室」を設け、その構成員をもって監査役の職務を補助すべき使用人とする。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

「監査室」所属の使用人の取締役からの独立性を確保するため、人事異動、人事考課、懲戒処分については、監査役の同意権を必要とする。

なお、兼任の場合は監査役の指揮命令を優先する。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。

あらかじめ取締役と協議して定めた、監査役会に対する定例的・臨時的報告事項について、実効的、機動的な報告がなされるよう社内規則を制定する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査が効率的かつ効果的に行われるために、会計監査人及び内部監査部門と連携し相互に意思疎通、情報交換その他、実効的な監査体制を確立する。

(注) 本事業報告の記載金額・株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	127,536	流動負債	120,832
現金及び預金	12,909	支払手形及び買掛金	47,881
受取手形及び売掛金	60,809	短期借入金	42,924
たな卸資産	29,817	1年内償還予定社債	10,705
繰延税金資産	2,822	未払金及び未払費用	15,154
その他	21,824	未払法人税等	767
貸倒引当金	△646	繰延税金負債	53
固定資産	124,245	賞与引当金	941
有形固定資産	71,147	設備支払手形	467
建物及び構築物	31,845	その他	1,936
機械装置及び運搬具	10,599	固定負債	36,189
工具、器具及び備品	1,122	社債	13,380
土地	27,492	長期借入金	12,015
建設仮勘定	87	繰延税金負債	979
無形固定資産	3,023	退職給付引当金	4,015
のれん	1,262	債務保証損失引当金	685
その他	1,760	持分法適用に伴う投資損失引当金	1,425
投資その他の資産	50,074	その他	3,688
投資有価証券	20,803	負債合計	157,022
長期貸付金	9,033	(純資産の部)	
破産・更生債権等	19,712	株主資本	90,451
繰延税金資産	10,519	資本金	34,002
再評価に係る繰延税金資産	144	資本剰余金	34,135
その他	11,562	利益剰余金	24,045
貸倒引当金	△21,701	自己株式	△1,731
繰延資産	39	評価・換算差額等	5,190
株式交付費	13	その他有価証券評価差額金	△414
社債発行費	26	繰延ヘッジ損益	62
資産合計	251,821	土地再評価差額金	△4,763
		為替換算調整勘定	△74
		少数株主持分	9,538
		純資産合計	94,799
		負債及び純資産合計	251,821

連結損益計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		348,675
売上原価		299,281
売上総利益		49,393
販売費及び一般管理費		39,243
営業利益		10,150
営業外収益		
受取利息	566	
受取配当金	194	
貸付料	1,453	
持分法による投資利益	213	
為替差益	271	
通貨スワップ評価益	750	
その他	1,251	4,701
営業外費用		
支払利息	1,508	
貸倒引当金繰入額	455	
貸付原価	1,408	
その他	540	3,912
経常利益		10,939
特別利益		
固定資産売却益	254	
投資有価証券売却益	651	
貸倒引当金戻入額	320	
その他	198	1,426
特別損失		
過年度損益修正損	1,861	
固定資産処分損	403	
固定資産減損損失	2,829	
投資有価証券売却損	40	
投資有価証券評価損	640	
貸倒引当金繰入額	14,811	
債務保証損失引当金繰入額	685	
持分法による投資損失	320	
たな卸資産評価損	3,001	
その他	675	25,269
税金等調整前当期純損失		12,903
法人税、住民税及び事業税	4,053	
法人税等調整額	△6,218	2,165
少数株主利益又は少数株主損失(△)		181
当期純損失		10,920

連結株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
前 期 末 残 高	34,002	34,135	36,865	△1,725	103,278
当 期 変 動 額					
剰余金の配当(注1)			△1,620		△1,620
前期利益処分 による役員賞与			△24		△24
当期純損失(△)			△10,920		△10,920
自己株式の取得				△6	△6
連結子会社増加 による増加			△23		△23
持分法適用会社 増加による増加			△111		△111
土地再評価 差額金取崩額			△120		△120
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	—	△12,820	△6	△12,826
当 期 末 残 高	34,002	34,135	24,045	△1,731	90,451

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					少 数 株 主 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
前 期 末 残 高	438		△2,891	△233	△2,686	7,951	108,543
当 期 変 動 額							
剰余金の配当(注1)					—		△1,620
前期利益処分 による役員賞与					—		△24
当期純損失(△)					—		△10,920
自己株式の取得					—		△6
連結子会社増加 による増加					—		△23
持分法適用会社 増加による増加					—		△111
土地再評価 差額金取崩額					—		△120
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	△852	62	△1,872	158	△2,504	1,586	△917
当期変動額合計	△852	62	△1,872	158	△2,504	1,586	△13,744
当 期 末 残 高	△414	62	△4,763	△74	△5,190	9,538	94,799

- (注) 1. 剰余金の配当のうち、△810百万円は平成18年3月期の定時株主総会の利益処分項目であります。
2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

・(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 34社

株式会社加ト吉フードレック
株式会社村さ来本社
株式会社関空デリカ
威海威東日綜合食品有限公司
株式会社北海道加ト吉
青島亜是加食品有限公司
株式会社ハブ
舟山加藤佳食品有限公司
株式会社キング食品
川万水産株式会社
株式会社香川県観光開発
株式会社セイワ物流
株式会社まだん
株式会社ヒューマンウィズ
株式会社アドバンスサポート
株式会社オーシャンテレコム
株式会社アドバンスモバイル

栄和綜合リース株式会社
加ト吉水産株式会社
青島加藤吉食品有限公司
株式会社光陽
ケイエス冷凍食品株式会社
株式会社グリーンフーズ
山東凱加食品股份有限公司
株式会社大冷
新日本グローバル株式会社
株式会社エフネット
シンワオックス株式会社
REXUS INTERNATIONAL CORPORATION
株式会社関西村さ来
有限会社美竹商事
株式会社プライムステージ
株式会社龍馬オフィスサポート
株式会社アドバンスソリューション

(株)香川県観光開発及び(株)アドバンスサポートは、重要性が認められるので新たに連結の範囲に含めております。シンワオックス(株)は増資に伴う出資比率の増加により新たに連結の範囲に含めております。また、それに伴い(株)アドバンスサポートの子会社(株)プライムステージ、(株)オーシャンテレコム、(株)龍馬オフィスサポート、(株)アドバンスモバイル及び(株)アドバンスソリューション、並びにシンワオックス(株)の子会社(株)セイワ物流、REXUS INTERNATIONAL CORPORATION、(株)まだん、(株)関西村さ来、(株)ヒューマンウィズ及び(株)美竹商事を新たに連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

株式会社加ト吉バイオ

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数 2社

日南通商株式会社

OX(H.K.)CO., LTD

OX(H.K.)CO., LTDはシンワオックス(株)を新たに連結の範囲に含めたことにより持分法の適用範囲に含めております。

(2) 持分法を適用した関連会社の数

7社

P. T. SEKAR KATOKICHI

P. T. KHOM FOODS

コック食品株式会社

スリースターインターナショナル株式会社

千一食品株式会社(旧:千一食品製造(株))

カトキチ高松開発株式会社(旧:東高松開発(株))

株式会社日本医食研究所

(株)日本医食研究所は重要性が認められるので新たに持分法の適用範囲に含めております。

(3) 持分法を適用していない主要な非連結子会社及び関連会社名の名称等

株式会社加ト吉バイオ

株式会社カトキチトーヨー

(持分法の範囲から除いた理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

- (4) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。
- (5) 債務超過会社に対する負の持分額は、当該会社に対する債務保証等を考慮して「持分法適用に伴う投資損失引当金」を計上しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社青島加藤吉食品有限公司、威海威東日綜合食品有限公司、青島崑崙加食品有限公司、山東凱加食品股份有限公司及び舟山加藤佳食品有限公司の決算日は、12月31日であり、(株)光陽、(株)ハブ、新日本グローバル(株)及び(株)香川県観光開発の決算日は2月末日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を採用しております。なお、決算日の翌日以降連結決算日までの間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。(有)美竹商事の決算日は11月末日ですが、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。また、(株)ヒューマンウィズは現在清算手続きに入っており、清算決議を行った平成19年3月14日付の計算書類を基礎としております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ……………時価法

③ たな卸資産

製品・商品(水産品を除く)・原材料及び仕掛品… 主として総平均法による原価法

商品(水産品)……………個別法による原価法

貯蔵品……………最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社、(株)加ト吉フードレック、(株)村さ来本社、(株)北海道加ト吉、ケイエス冷凍食品(株)、(株)グリーンフーズ、(株)大冷、新日本グローバル(株)、川万水産(株)及び(株)エフネットは定率法を採用しております。ただし、当社の事務所用資産(本社社屋及びカトキチ築地ビル)及び(株)加ト吉フードレックの本社配送センター(冷凍倉庫及び付帯設備)等は定額法を採用しております。また、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については、定額法を採用しております。

(株)ハブ、(株)香川県観光開発、シンワオックス(株)、(株)セイワ物流、(株)まだん、(株)関西村さ来、(株)ヒューマンウィズ、(有)美竹商事、(株)アドバンスサポート、(株)プライムステージ、(株)オーシャンテレコム、(株)龍馬オフィスサポート、(株)アドバンスモバイル及び(株)アドバンスソリューションは建物については定額法、その他のものについては定率法を採用しております。

栄和綜合リース(株)、加ト吉水産(株)、(株)関空デリカ、青島加藤吉食品有限公司、威海威東日綜合食品有限公司、(株)光陽、青島崑崙加食品有限公司、山東凱加食品股份有限公司、舟山加藤佳食品有限公司及び(株)キング食品は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 3～20年

また、当社、栄和綜合リース(株)、(株)村さ来本社、加ト吉水産(株)、(株)北海道加ト吉、(株)ハブ、(株)キング食品、川万水産(株)、(株)エフネット、(株)香川県観光開発、(株)まだん及び(株)関西村さ来は取得価額が10万円以上20万円未満の資産について、3年均等償却しております。

- ② 無形固定資産
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 債務保証損失引当金
債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等について今後の見通しを勘案し、損失負担見込額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定率法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- ④ 賞与引当金
当社及び次の連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- | | |
|------------------|---------------|
| 株式会社加ト吉フードレック | 株式会社村さ來本社 |
| 加ト吉水産株式会社 | 株式会社関空デリカ |
| 株式会社光陽 | 株式会社北海道加ト吉 |
| ケイエス冷凍食品株式会社 | 株式会社グリーンフーズ |
| 株式会社ハブ | 株式会社キング食品 |
| 新日本グローバル株式会社 | 川万水産株式会社 |
| 株式会社エフネット | 株式会社香川県観光開発 |
| シンワオックス株式会社 | 株式会社アドバンスサポート |
| 株式会社プライムステージ | 株式会社オーシャンテレコム |
| 株式会社龍馬オフィスサポート | 株式会社アドバンスモバイル |
| 株式会社アドバンスソリューション | |
- (4) 重要なリース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引及びオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理によっております。また、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- | | |
|--------|---------|
| ヘッジ手段 | ヘッジ対象 |
| 為替予約 | 外貨建予定取引 |
| 通貨スワップ | 外貨建予定取引 |
| 金利スワップ | 借入金 |

- ③ ヘッジ方針
目的、限度額、方法等を定めた社内規定に従い、資金担当部門にて行っております。

通常の外貨建営業取引に係る輸入実績等を踏まえ、将来の為替相場の変動による外貨建の売掛金及び買掛金の為替変動リスクをヘッジする目的で為替予約及び長期の通貨スワップ取引を利用しております。また、金利スワップ取引は長期借入金の一部に係る金利変動リスクを回避する目的で実債務を対象元本とした取引のみ利用する方針であります。

- ④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。また、為替予約については、締結時のリスク管理方針に従って、米貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替の変動による相関関係は完全に確保されているので、決算日における有効性の評価を省略しております。

(追加情報)

デリバティブ取引については、従来ヘッジ会計を適用しておりましたが、今後の長期生産計画等の合理的な予測面等を勘案して、通貨スワップ取引のヘッジ有効性判断の期間の見直しを行いました。その結果、当連結会計年度から期間1年以内をヘッジ対象とし、1年超の部分の評価損益は通貨スワップ評価損益として損益に計上することに変更しております。

なお、従来と同一の方法によった場合と比較し、経常利益は750百万円多く、税金等調整前当期純損失は750百万円少なく計上されております。

- (6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の処理方法

税抜方式を採用しています。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんは5年間又は10年間の均等償却によっております。

7. 会計処理の変更

- (1) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。従来資本の部の合計に相当する金額は、85,198百万円であります。

- (2) 役員賞与に係る会計基準

当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用し、発生時に費用処理することとしております。これによる損益への影響はありません。

- (3) 当連結会計年度に係る会計基準（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「事業分離等に関する会計基準」（平成17年12月27日 企業会計基準第7号）並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（平成18年12月22日 企業会計基準適用指針第10号）を適用しております。これによる損益への影響はありません。

8. 表示方法の変更

無形固定資産のその他に含まれていた「営業権」及び無形固定資産に区分掲記されていた「連結調整勘定」は、当連結会計年度より合算し「のれん」として表示しております。

・(連結貸借対照表、連結損益計算書に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 66,910百万円
3. 担保提供資産

担保資産の内容及びその金額	
現金及び預金	353百万円
建物及び構築物	3,948百万円
機械装置及び運搬具	434百万円
工具器具備品	73百万円
土地	4,162百万円
その他	1,017百万円
担保付債務	
長期借入金	6,043百万円
短期借入金	7,546百万円
その他	5,573百万円
4. 非連結子会社及び関連会社に係る注記

投資有価証券	1,718百万円
投資その他の資産「その他」 (出資金)	3,204百万円
5. 保証債務 2,450百万円
 主なものは次のとおりであります。
 (銀行債務に対する保証)

コトブキ商事㈱	917百万円
三豊ケーブルテレビ放送㈱	454百万円
東京海老商事㈱	300百万円
6. 受取手形割引高 5,663百万円
7. 事業用土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号 平成13年3月31日改正）に基づき、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」として資産の部に計上し、これを加算した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳に登録されている価格で算定する方法及び同条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額にて算定する方法を併用して算出しております。

・再評価を行った年月日……………平成14年3月31日

・再評価を行った土地の期末における
 時価と再評価後の帳簿価額との差額 …… △1,186百万円

8. 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	その他	金額 (百万円)
事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品、リース資産 無形固定資産(その他)、投資その他の資産(その他)	香川県(2件)	ホテル、店舗	706
		広島県(1件)	工場	215
		東京都他	店舗	457
遊休資産		大阪府他	事務所、機械	36
		千葉県(1件)	工場	8
		香川県(2件)	工場、店舗	30
		愛知県(1件)	工場(機械)	13
無形固定資産	のれん	—	—	1,361
計				2,829

当社グループは、減損損失の算定にあたり、原則として事業部別に区分し、賃貸用不動産・遊休資産については、個々の物件を単位としております。

当連結会計年度において、帳簿価額に対し著しく時価が下落している資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、次のとおりであります。

(1) 事業用資産	建物及び構築物	1,020百万円
	機械装置及び運搬具	101百万円
	工具、器具及び備品	157百万円
	土地	10百万円
	無形固定資産(その他)	0百万円
	投資その他の資産(その他)	0百万円
	リース資産	87百万円
計	1,379百万円	
(2) 遊休資産	建物及び構築物	38百万円
	機械装置及び運搬具	46百万円
	工具、器具及び備品	3百万円
	計	88百万円

なお当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額等により測定しております。

9. 過年度損益修正損等

当社水産事業本部水産管理部が介在した「循環取引」等の不適切な取引行為に関連して、債権の回収不能見込額9,379百万円及びたな卸資産評価損2,979百万円が発生しましたが、その発生時期について精査の結果、過年度に帰属するものと認識した1,755百万円(債権回収不能見込額553百万円及びたな卸資産評価損1,201百万円)を特別損失「過年度損益修正損」に含めて計上しております。

なお、上記のうち、当連結会計年度に帰属するものと認識した債権の回収不能見込額8,825百万円は、特別損失「貸倒引当金繰入額」に含めて、たな卸資産評価損1,778百万円は食品製造機械在庫(商品)の評価損1,222百万円と併せて、特別損失の「たな卸資産評価損」に計上しております。

また、当社東京特販部が介在した「循環取引」等の不適切な取引行為に関して、当連結会計年度に発生した債権の回収不能見込額4,902百万円は特別損失「貸倒引当金繰入額」に含めて計上しております。

過年度損益修正損 1,861百万円の内訳	
過年度債権回収不能見込額（当社水産管理部：「循環取引」等）	553百万円
過年度たな卸資産評価損（当社水産管理部商品：「循環取引」等）	1,201百万円
その他	106百万円
たな卸資産評価損 3,001百万円の内訳	
商品評価損（当社水産管理部：「循環取引」等）	1,778百万円
食品製造機械在庫（商品）	1,222百万円
貸倒引当金繰入額 14,811百万円の内訳	
債権回収不能見込額（当社水産管理部：「循環取引」等）	8,825百万円
同 上（当社東京特販部：「循環取引」等）	4,902百万円
同 上（その他）	1,083百万円

・(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	164,172,987	—	—	164,172,987	
自己株式					
普通株式	2,127,338	6,218	—	2,133,556	

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成18年6月26日 定時株主総会	普通株式	810百万円	5.00円	平成18年3月31日	平成18年6月27日
平成18年11月22日 取締役会	普通株式	810百万円	5.00円	平成18年9月30日	平成18年12月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	810百万円	5.00円	平成19年3月31日	平成19年6月29日

・(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 526円17銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 67円39銭 |

・(重要な後発事象に関する注記)

1. 当社の関連会社である㈱アーバンフーズは、平成19年5月28日東京地方裁判所に破産手続開始を申立て、同日、同裁判所は同社に対し破産手続開始決定をしました。

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| (1) 倒産の原因 | 資金繰の悪化 |
| (2) 負債総額 | 約85億円 |
| (3) 当社の取引先に対する債権の額 | 4,902百万円 |
| (4) 当該倒産が営業活動等へ及ぼす重要な影響 | 貸倒引当金を全額計上しております。 |

2. 当社子会社加ト吉水産㈱に対し、みずほ銀行から訴訟が提起されております。

(1) 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

大阪の中堅商社が加ト吉水産㈱に対する売買代金債権を有しているとして、同債権の一部約38億円について債権買取会社を通じてみずほ銀行へ債権譲渡しました。みずほ銀行は同債権譲渡によって譲り受けた売買代金債権に基づき本件訴訟の提起に至ったものと考えております。

(2) 訴訟の内容及び請求金額

- ・訴訟の内容 売買代金請求訴訟
- ・請求金額 売買代金債権約38億円及びこれに対する遅延損害金

(3) 今後の見通し

加ト吉水産㈱は、みずほ銀行からの訴訟について適切に応訴して参ります。

当社及び加ト吉水産㈱は、上記売買代金債権の根拠となる売買契約に関する「売買契約書」において使用されている加ト吉水産㈱の代表印、会社名・代表者名を表示するゴム印は、いずれも偽造されたものであり、同売買契約は無効であって、加ト吉水産㈱の上記債務は不存在であると認識しております。

3. 当社子会社加ト吉水産㈱に対し、茶谷産業㈱から訴訟が提起されております。

(1) 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

茶谷産業㈱が加ト吉水産㈱に対する売買代金債権約33億円を有しているとして、本件訴訟の提起に至ったものと考えております。

(2) 訴訟の内容及び請求金額

- ・訴訟の内容 売買代金請求訴訟
- ・請求金額 売買代金債権約33億円及びこれに対する遅延損害金

(3) 今後の見通し

加ト吉水産㈱は、茶谷産業㈱からの訴訟について適切に応訴して参ります。

当社及び加ト吉水産㈱は、上記売買代金債権の根拠となる売買契約に関する「売買契約書」において使用されている加ト吉水産㈱の代表印、会社名・代表者名を表示するゴム印は、いずれも偽造されたものであり、同売買契約は無効であって、加ト吉水産㈱の上記債務は不存在であると認識しております。

4. 当社は平成19年5月25日付で、当社企業集団における中国事業の実行責任者であった当社前代表取締役会長兼社長加藤義和氏（平成19年4月24日辞任）と、同氏を資産譲受人及び債務引受人とする「資産譲渡契約」及び「債務引受契約」を締結致しました。契約の概要は以下のとおりであります。

(1) 資産譲渡契約

① 譲渡資産及び譲渡価額（譲渡価額は、当社及び子会社の平成19年3月31日現在の帳簿価額によっております。）

当社が有する子会社舟山加藤佳食品有限公司 （以下「加藤佳」と言います。）に対する出資金	237百万円
当社が有する関連会社舟山港明食品有限公司 （以下「港明」と言います。）に対する出資金	1,477百万円
当社が有する加藤佳に対する債権（貸付金）	59百万円
当社が有する浙江海氏実業集团有限公司に対する債権（売掛金）	405百万円
当社が有する港明に対する債権（貸付金）	800百万円
子会社加ト吉水産株が有する加藤佳に対する出資金	103百万円
子会社加ト吉水産株他2社が有する港明に対する出資金	356百万円
子会社青島加藤吉食品有限公司が有する上海海氏 実業有限公司に対する債権（前渡金）	1,091百万円
合 計	4,530百万円

② 支払時期

2008年3月末日までの、別途協議して定める日

(2) 債務引受契約

① 引受債務

当社が三菱東京UFJ銀行に対して負担している、加藤佳を主債務者とする連帯保証債務

② 極度額 500百万円

③ 保証期間 2006年9月30日から2007年9月30日

(3) 別途、債務の履行をより確実にするために必要な保全措置を講じております。

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	63,585	流動負債	61,324
現金及び預金	3,401	支払手形	5,205
受取手形	1,841	買掛金	26,888
売掛金	38,617	短期借入金	9,200
商製品	8,868	1年内償還予定社債	10,000
製成品	2,098	未払金	7,489
原材料	326	未払法人税等	0
仕掛品	4	未払費用	378
貯蔵品	16	未賞与引当金	537
未収入金	4,582	設備支払手形	241
繰延税金資産	2,245	その他	1,382
その他の資産	2,127	固定負債	14,279
貸倒引当金	△544	社債	10,000
固定資産	99,013	退職給付引当金	3,047
有形固定資産	18,611	債務保証損失引当金	988
建築物	6,810	その他	243
構築物	495	負債合計	75,604
機械装置	4,813	(純資産の部)	
車両運搬具	118	株主資本	92,738
工具、器具及び備品	128	資本	34,002
土地	6,246	資本剰余金	34,135
無形固定資産	57	資本準備金	34,135
借地権	6	利益剰余金	26,331
ソフトウェア	15	利益準備金	1,796
電話加入権	35	その他利益剰余金	24,534
投資その他の資産	80,344	特別償却準備金	7
投資有価証券	15,687	固定資産圧縮積立金	21
関係会社株式	15,542	別途積立金	43,100
出資金	284	繰越利益剰余金	△18,594
関係会社出資金	4,535	自己株式	1,731
長期貸付金	235	評価・換算差額等	5,743
関係会社長期貸付金	33,512	その他有価証券評価差額金	△531
保証金	637	繰延ヘッジ損益	33
破産・更生債権等	18,505	土地再評価差額金	△5,245
繰延税金資産	9,526	純資産合計	86,994
再評価に係る繰延税金資産	470		
その他の	1,332		
貸倒引当金	△19,926	負債及び純資産合計	162,598
資産合計	162,598		

損 益 計 算 書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		220,047
売 上 原 価		191,196
売 上 総 利 益		28,850
販売費及び一般管理費		22,994
営 業 利 益		5,856
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	652	
賃 貸 料	746	
通貨スワップ評価益	750	
そ の 他	644	2,794
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	260	
賃 貸 原 価	435	
そ の 他	369	1,065
経 常 利 益		7,584
特 別 利 益		
固定資産売却益	59	
投資有価証券売却益	101	
関係会社株式売却益	118	
貸倒引当金戻入額	1,194	
そ の 他	90	1,564
特 別 損 失		
過年度損益修正損	1,755	
固定資産処分損	101	
投資有価証券評価損	124	
関係会社株式評価損	7,832	
たな卸資産評価損	3,001	
貸倒引当金繰入額	14,190	
債務保証損失引当金繰入額	988	
そ の 他	45	28,038
税引前当期純損失		18,889
法人税、住民税及び事業税	2,960	
法 人 税 等 調 整 額	△2,893	67
当 期 純 損 失		18,956

株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から)
(平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金						
					特 別 償 却 準 備 金	固 定 資 産 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
前 期 末 残 高	34,002	34,135	34,135	1,796	38	21	37,100	8,091	47,048	△1,725	113,460
当 期 変 動 額											
剰余金の配当(注1)			—					△1,620	△1,620		△1,620
前期利益処分 による役員賞与			—					△19	△19		△19
当期純損失(△)			—					△18,956	△18,956		△18,956
自己株式の取得			—							△6	△6
特別償却準備金 取崩額(注2)			—		△30			30			—
別途積立金の積立			—				6,000	△6,000			—
土地再評価 差額金取崩額			—					△120	△120		△120
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)			—								—
当期変動額合計	—	—	—	—	△30	—	6,000	△26,686	△20,716	△6	△20,722
当 期 末 残 高	34,002	34,135	34,135	1,796	7	21	43,100	△18,594	26,331	△1,731	92,738

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
前 期 末 残 高	189		△3,526	△3,337	110,123
当 期 変 動 額					
剰余金の配当(注1)				—	△1,620
前期利益処分 による役員賞与				—	△19
当期純損失(△)				—	△18,956
自己株式の取得				—	△6
特別償却準備金 取崩額(注2)				—	—
別途積立金の積立				—	—
土地再評価 差額金取崩額				—	△120
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	△721	33	△1,718	△2,406	△2,406
当期変動額合計	△721	33	△1,718	△2,406	△23,129
当 期 末 残 高	△531	33	△5,245	△5,743	86,994

- (注) 1. 剰余金の配当のうち、△810百万円は平成18年3月期の定時株主総会の利益処分項目であります。
2. 特別償却準備金取崩額のうち、△15百万円は平成18年3月期の定時株主総会の利益処分項目であります。
3. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

・(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、商品(水産品除く)、原材料及び仕掛品…総平均法による原価法

商品(水産品)……………個別法による原価法

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

ただし、事務所用資産（本社社屋及びカトキチ築地ビル）及び平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法を採用しております。取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については3年間で均等償却する方法を採用しております。

無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

債務保証損失引当金……………債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等について今後の見通しを勘案し、損失負担見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法によりそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。

6. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。為替予約については振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約……………	外貨建予定取引
通貨スワップ……………	外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

目的、限度額、方法等を定めた社内規程に従い、資金担当部門にて行っております。

通常の外貨建営業取引に係る輸入実績等を踏まえ、将来の為替相場の変動による外貨建の売掛金及び買掛金の為替変動リスクをヘッジする目的で為替予約及び長期の通貨スワップ取引を利用しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。なお、為替予約については、締結時のリスク管理方針に従って、米貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替変動による相関関係は完全に確保されているので、決算日における有効性の評価を省略しております。

(追加情報)

デリバティブ取引については、従来ヘッジ会計を適用しておりましたが、今後の長期生産計画等の合理的な予測面等を勘案して、通貨スワップ取引のヘッジ有効性判断の期間の見直しを行いました。その結果、当事業年度から期間1年以内をヘッジ対象とし、1年超の部分の評価損益は通貨スワップ評価損益として損益に計上することに変更しております。

なお、従来と同一の方法によった場合と比較し、経常利益は750百万円多く、税引前当期純損失は750百万円少なく計上されております。

8. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

1. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。従来の資本の部に相当する金額は86,961百万円であります。

2. 役員賞与に関する会計基準

当事業年度から「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用し、発生時に費用処理することとしております。これによる損益への影響はありません。

・(貸借対照表に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 関係会社に対する短期金銭債権 9,917百万円
3. 関係会社に対する長期金銭債権 7,473百万円
4. 関係会社に対する短期金銭債務 5,228百万円
5. 有形固定資産の減価償却累計額 29,558百万円
6. 保証債務 5,996百万円

主なものは次のとおりであります。

(銀行債務に対する保証)

青島加藤吉食品有限公司	1,477百万円*1
コトブキ商事(株)	917百万円
威海威東日綜合食品有限公司	585百万円
舟山加藤佳食品有限公司	500百万円*2
三豊ケーブルテレビ放送(株)	454百万円
(株)関空デリカ	450百万円
東京海老商事(株)	300百万円

(注) 1. 経営指導念書(206百万円)を含みます。

2. 舟山加藤佳食品有限公司に対する保証債務については、平成19年5月25日付で加藤義和氏と「債務引受契約」を締結いたしました。その詳細はIX.(重要な後発事象に関する注記)2.に記載しております。

7. 受取手形割引残高 6,312百万円

8. 退職給付債務に関する事項

イ.退職給付債務	△3,538百万円
ロ.年金資産	650百万円
ハ.未積立退職給付債務(イ+ロ)	△2,887百万円
ニ.未認識数理計算上の差異	△160百万円
ホ.貸借対照表計上額純額(ハ+ニ)	△3,047百万円
ヘ.退職給付引当金	△3,047百万円

9. 事業用土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」として資産の部に計上し、これを加算した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳に登録されている価格で算定する方法及び同条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額にて算定する方法を併用して算出しております。

- ・再評価を行った年月日……………平成14年3月31日

- ・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額…△1,186百万円

・(損益計算書に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 関係会社との取引高

営業取引による取引高		
売	上	高
		23,942百万円
仕	入	高
		50,458百万円
運賃・保管料等		5,530百万円
営業取引以外の取引高		2,803百万円
3. 過年度損益修正損等

水産事業本部水産管理部が介在した「循環取引」等の不適切な取引行為に関連して、債権の回収不能見込額9,379百万円及びたな卸資産評価損2,979百万円が発生しましたが、その発生時期について精査の結果、過年度に帰属するものと認識した1,755百万円（債権回収不能見込額553百万円及びたな卸資産評価損1,201百万円）を特別損失「過年度損益修正損」に計上しております。

なお、上記のうち、当期に帰属するものと認識した債権の回収不能見込額8,825百万円は、特別損失「貸倒引当金繰入額」に含めて、たな卸資産評価損1,778百万円は食品製造機械在庫（商品）の評価損1,222百万円と併せて、特別損失の「たな卸資産評価損」に計上しております。また、東京特販部が介在した「循環取引」等の不適切な取引行為に関して、当期に発生した債権の回収不能見込額4,902百万円は特別損失「貸倒引当金繰入額」に含めて計上しております。

過年度損益修正損 1,755百万円の内訳

過年度債権回収不能見込額（水産管理部：「循環取引」等）	553百万円
過年度たな卸資産評価損（水産管理部商品：「循環取引」等）	1,201百万円
たな卸資産評価損 3,001百万円の内訳	
商品評価損（水産管理部：「循環取引」等）	1,778百万円
食品製造機械在庫（商品）	1,222百万円
貸倒引当金繰入額 14,190百万円の内訳	
債権回収不能見込額（水産管理部：「循環取引」等）	8,825百万円
同 上（東京特販部：「循環取引」等）	4,902百万円
同 上（その他）	462百万円

・(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	2,127,338	6,218	—	2,133,556	

・(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、コンピュータ関連機器一式及び事務用機器をリース契約により使用しております。

・(関連当事者との取引に関する注記)
(関連会社等)

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	期末残高
			役員 の兼任等	事業上の関係			
子会社	㈩加ト吉 フードレック	直接100% (一)	兼任等 3名	原料の仕 入、当社製 品物流管理 等、資金の 貸付	長期貸付金*1	600	9,130
					債務保証*2	292	—
					ホテル売却*3	1,431	—
					ホテル売却益	58	—
子会社	栄和綜合リース㈩	直接100% (一)	兼任等 9名	建物賃借、 資金の貸付	長期貸付金*1	100	19,500
子会社	㈩関空デリカ	直接100% (一)	兼任等 3名	—	債務保証*4*19	450	—
子会社	青島加藤吉食品 有限会社	直接100% (一)	兼任等 4名	当社製品の 製造等	長期貸付金*21	34	53
					債務保証*5	1,271	—
					経営指導念書*6	206	—
子会社	威海威東日綜合 食品有限公司	直接87.5% (一)	兼任等 5名	当社製品の 製造等	債務保証*7	585	—
子会社	㈩グリーンフーズ	直接55.2% (一)	兼任等 3名	商品売上 仕入	出資金の譲渡*8	126	—
子会社	加ト吉水産㈩	直接51.1% (一)	兼任等 6名	当社製品の 製造等 資金の貸付	長期貸付金*1	—	3,000
子会社	日南通商㈩	直接30.0% 間接45.0% (一)	兼任等 4名	商品売上 仕入	債務保証*9*19	170	—
子会社	山東凱加食品 股份有限公司	直接45.0% (一)	兼任等 2名	当社製品の 製造等	債務保証*10	212	—
子会社	シンワオックス㈩	直接36.3% 間接3.7% (一)	兼任等 3名	商品売上	増資引受*11	1,748	1,765
子会社	舟山加藤佳食品 有限公司	直接33.8% 間接11.2% (一)	兼任等 2名	当社製品の 製造等、 資金の貸付	長期貸付金*12	23	59
					債務保証*13	500	—
関連会社	コック食品㈩	直接50.0% (一)	兼任等 5名	当社製品の 製造等	債務保証*14	220	—
関連会社	㈩日本医食研究所	直接45.7% 間接1.1% (一)	兼任等 5名	—	増資引受*15	1,000	1,000
関連会社	舟山港明食品 有限公司	直接35.0% 間接5.5% (一)	兼任等 2名	資金の貸付	長期貸付金*16	200	800
関連会社	スリースター インターナショナル㈩	直接20.0% (一)	—	商品売上 仕入 資金の貸付	長期貸付金*17	1,200	1,200
					債務保証*18*19	200	—

- (注) 1. これらの貸付利率については当社銀行借入利率を参考しております。
 2. ホテル増築工事に関する銀行借入に対し、保証を行ったものであります。
 3. 売却価格については鑑定評価を行い、近隣の取引価格を参考に決定しております。
 4. 運転資金に関する銀行借入に対し保証を行ったものであります。保証利率は0.3%であります。
 5. 不動産購入、運転資金に関する銀行借入に対し保証を行ったものであります。保証利率は0.3%であります。
 6. 日本人学校建設資金に関する銀行借入に対し、経営指導念書を差し入れたものであります。
 7. 設備投資に関する銀行借入に対し保証を行ったものであります。保証利率は0.3%であります。
 8. 譲渡価格については当社と関係を有しない他の当事者と同様の条件によっております。
 9. 運転資金に関する銀行借入に対し保証を行ったものであります。保証利率は0.3%であります。
 10. 設備投資に関する銀行借入に対し保証を行ったものであります。保証利率は0.3%であります。
 11. シンワオックス㈱が行った第三者割当増資に対し市場価格を勘案し、一株あたり184円で引受を行ったものであります。
 12. 運転資金に関する貸付を行っております。貸付利率については折衝のうえ5.0%としております。なお、期末残高には短期貸付金に振替えた11百万円が含まれております。
 13. 運転資金に関する銀行借入に対し保証を行ったものであります。保証利率は0.3%であります。
 14. 運転資金に関する銀行借入に対し保証を行ったものであります。保証利率は0.3%であります。
 15. ㈱日本医食研究所が行った増資に対し一株あたり50,000円で引受を行ったものであります。
 16. 運転資金に関する貸付を行っております。貸付利率については折衝のうえ4.7%としております。なお、期末残高には短期貸付金に振替えた200百万円が含まれております。
 17. 運転資金に関する貸付を行っております。貸付利率については折衝のうえ2.0%としております。なお、期末残高には短期貸付金に振替えた50百万円が含まれております。
 18. 運転資金に関する銀行借入に対し保証を行ったものであります。保証利率は0.3%であります。
 19. ㈱関空デリカへの債務保証に対しては当期に188百万円、その他2社への債務保証に対しては全額当期に債務保証損失引当金を計上しております。
 20. 取引金額、期末残高には、消費税等が含まれておりません。
 21. 運転資金に関する貸付を行っております。貸付利率については折衝のうえ5.0%としております。なお、期末残高は短期貸付金に振替えた53百万円であります。

(役員及び個人主要株主等)

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	期末残高
			役員 兼任等	事業上の 関係			
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	加藤義和㈱	— (6.8%)	兼任等 4名	—	投資有価証券の購入*1	203	—

- (注) 1. 購入価格は取引直近日の東京証券取引所の終値により決定しております。
 2. 取引金額には消費税等が含まれておりません。

・(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動

繰延税金資産

賞与引当金繰入限度超過額	216百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	142百万円
たな卸資産評価損	1,662百万円

(2) 固定

繰延税金資産

退職給付引当金損金算入限度超過額	1,203百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	6,627百万円
関係会社株式評価損	679百万円
投資有価証券評価損	377百万円
有価証券評価差額金	360百万円

繰延税金負債

特別償却準備金	5百万円
固定資産圧縮積立金	14百万円

・(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	536円87銭
2. 1株当たり当期純損失	116円98銭

・(重要な後発事象に関する注記)

1. 当社の関連会社である㈱アーバンフーズは、平成19年5月28日東京地方裁判所に破産手続開始を申立て、同日、同裁判所は同社に対し破産手続開始決定をいたしました。

(1) 倒産の原因	資金繰の悪化
(2) 負債総額	約85億円
(3) 当社の取引先に対する債権の額	4,902百万円
(4) 当該倒産が営業活動等へ及ぼす重要な影響	貸倒引当金を全額計上しております。

2. 当社は平成19年5月25日付で、当社企業集団における中国事業の実行責任者であった当社前代表取締役会長兼社長加藤義和氏（平成19年4月24日辞任）と、同氏を資産譲受人及び債務引受人とする「資産譲渡契約」及び「債務引受契約」を締結致しました。

契約の概要は以下のとおりであります。

(1) 資産譲渡契約

① 譲渡資産及び譲渡価額（譲渡価額は、当社及び子会社の平成19年3月31日現在の帳簿価額によっております。）

当社が有する子会社舟山加藤佳食品有限公司 （以下「加藤佳」と言います。）に対する出資金	237百万円
当社が有する関連会社舟山港明食品有限公司 （以下「港明」と言います。）に対する出資金	1,477百万円
当社が有する加藤佳に対する債権（貸付金）	59百万円
当社が有する浙江海氏実業集团有限公司に対する債権（売掛金）	405百万円
当社が有する港明に対する債権（貸付金）	800百万円
子会社加ト吉水産㈱が有する加藤佳に対する出資金	103百万円
子会社加ト吉水産㈱他2社が有する港明に対する出資金	356百万円
子会社青島加藤吉食品有限公司が有する上海海氏 実業有限公司に対する債権（前渡金）	1,091百万円
合 計	4,530百万円

② 支払時期

2008年3月末日までの、別途協議して定める日

(2) 債務引受契約

① 引受債務

当社が三菱東京UFJ銀行に対して負担している、加藤佳を主債務者とする連帯保証債務

② 極度額 500百万円

③ 保証期間 2006年9月30日から2007年9月30日

(3) 別途、債務の履行をより確実にするために必要な保全措置を講じております。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月18日

株式会社 加 卜 吉
取 締 役 会 御 中

み す ず 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 西 野 吉 隆 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 長 野 秀 則 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社加卜吉の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社加卜吉及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 連結注記表のV. 重要な後発事象に関する注記1.に記載されているとおり、関連会社である株式会社アーバンフーズは、平成19年5月28日東京地方裁判所に破産手続開始を申立て、同日、同裁判所は同社に対し破産手続開始決定をした。
2. 連結注記表のV. 重要な後発事象に関する注記2.に記載されているとおり、子会社加卜吉水産株式会社に対し、株式会社みずほ銀行から訴訟を提起されている。
3. 連結注記表のV. 重要な後発事象に関する注記3.に記載されているとおり、子会社加卜吉水産株式会社に対し、茶谷産業株式会社から訴訟を提起されている。
4. 連結注記表のV. 重要な後発事象に関する注記4.に記載されているとおり、会社は平成19年5月25日付で、中国事業の実行責任者であった前代表取締役会長兼社長加藤義和氏（平成19年4月24日辞任）と、同氏を資産譲受人及び債務引受人とする「資産譲渡契約」及び「債務引受契約」を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年6月18日

株式会社 加 卜 吉
取 締 役 会 御 中

み す ず 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 西 野 吉 隆 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 長 野 秀 則 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社加卜吉の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 個別注記表IX. 重要な後発事象に関する注記1.に記載されているとおり、関連会社である株式会社アーバンフーズは、平成19年5月28日東京地方裁判所に破産手続開始を申立て、同日、同裁判所は同社に対し破産手続開始決定をした。
2. 個別注記表IX. 重要な後発事象に関する注記2.に記載されているとおり、会社は平成19年5月25日付で、中国事業の実行責任者であった前代表取締役会長兼社長加藤義和氏（平成19年4月24日辞任）と、同氏を資産譲受人及び債務引受人とする「資産譲渡契約」及び「債務引受契約」を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、元取締役1名が過年度・当期の6年間に渡って行った不適切な取引行為に関して代表取締役社長加藤義和、代表取締役副社長加藤義清、取締役高須稔は引責辞任いたしました。本件は、監査役監査においても再々助言・勧告を行ってまいりましたが、内部統制意識・取締役相互の監視が十分に機能せず、誠に遺憾ながら防止することができなかったものであります。今後は新経営方針のもと、二度とこのような事態が発生しないよう監査役の立場で全力を尽くす所存であります。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。当該内部統制システムに関する取締役の職務遂行について、相互の牽制監視が十分に機能しなかったことに対する再発防止策として、取締役の責任の一層の自覚、取締役会の活性化とともに内部監査体制の強化が図られていることが認められます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人みずす監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人みずす監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年6月18日

株式会社 加ト吉 監査役会

常勤監査役 西 藤 浩 之 ㊟

監 査 役 宮 下 直 美 ㊟

監 査 役 長 田 勉 ㊟

監 査 役 三 谷 繁 雄 ㊟

(注) 監査役宮下直美、監査役長田 勉、監査役三谷繁雄は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第52期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）計算書類承認の件

議案の内容につきましては、添付書類に記載のとおりであります。

当期の業績は、不適切な取引が行われたことにより多額の当期純損失計上を余儀なくされ、また、この不適切な取引の検証のため、計算書類の作成と会計監査人による監査業務が遅延し、招集通知発送の時点では監査が未了であります。このため、本総会の議案として提案させていただくものであります。

取締役会といたしましては、第52期の計算書類が、法令および定款に従い、会社財産および損益の状況を正しく示しているものと判断しております。

第2号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、当社定款第37条で取締役会の決議により剰余金の配当をお支払いできる旨、定めていますが、招集通知発送の時点では当第52期計算書類に係る監査が未了であります。このため、本総会の議案として提案させていただくものであります。

1. 期末配当に関する事項

当社は、これまで、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつであると認識し、収益力の向上、財務体質の強化を図りながら収益に応じた適正な利益配分を行うことを基本方針としております。

当期は残念ながら多額の純損失となりましたが、安定的な配当を継続し株主の皆様のご期待に応えるため剰余金を取崩して1株につき5円の期末配当の実施をお諮りするものです。

なお、中間配当として1株につき5円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき10円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円といたします。

配当総額は、810,197,155円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年6月29日といたします。

2. 剰余金の処分にに関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 23,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 23,000,000,000円

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類について定款に規定すれば一定期間インターネットで開示することにより当該書類の一部又は全部の情報を株主に提供したものとみなされますので、安価で十分な情報を掲載する方法として、第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。また、上記の新設に伴い、現行定款第17条以降の条数を1条ずつ繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株主総会 (新 設)</p> <p>第17条～第39条（記載省略）</p>	<p>第3章 株主総会 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第17条 <u>当社は、株主総会の招集に際して、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第18条～第40条（現行どおり）</p>

第4号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（9名）が任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
1	金森 哲治 (昭和23年 9月13日生)	昭和48年4月 日本専売公社入社 平成11年7月 日本たばこ産業株式会社 取締役食品事業本部長 平成13年6月 同社取締役常務執行役員 食品事業本部長 平成16年6月 同社取締役専務執行役員 食品事業本部長 平成17年6月 当社取締役 平成18年6月 当社経営企画担当 平成18年8月 当社代表取締役副社長兼関東 統括本部長 平成19年4月 当社代表取締役社長（現任） 平成19年5月 経営改革本部長（現任）	0株
2	小林 一夫 (昭和28年 3月5日生)	昭和52年4月 日本専売公社入社 平成12年7月 日本たばこ産業株式会社 食品事業本部食品事業部長 平成13年6月 当社取締役 平成15年6月 当社取締役退任 平成15年6月 日本たばこ産業株式会社 執行役員食品事業本部食品事 業部長 平成17年6月 当社取締役執行役員 平成17年6月 当社事業開発担当兼東京支社 副支社長 平成19年4月 当社取締役専務執行役員（現 任） 経営企画担当 平成19年5月 経営改革本部事務局長（現 任）	0株
3	大久保 直秀 (昭和23年 4月22日生)	昭和49年4月 株式会社多田野鉄工所（現株 式会社タダノ）入社 昭和61年1月 当社入社 平成15年4月 当社人事部次長 平成17年7月 当社人事部次長兼総務部次長 （現任）	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
4	石川次郎 (昭和16年 7月5日生)	昭和42年2月 平凡出版株式会社(現:株式会社マガジンハウス)入社 昭和55年4月 同社ブルータス編集長 昭和58年5月 同社ボパイ編集長 昭和61年4月 同社ターザン編集長 平成3年10月 同社広告局長就任 平成5年4月 株式会社ジェイ・アイ代表取締役(現任) 平成13年10月 株式会社スタジオ・マジック取締役(現任)	0株
5	川端伸也 (昭和22年 8月20日生)	昭和49年4月 検事任官(大阪、福井、神戸、松山地検、大阪地検公安部、特別捜査部) 平成2年4月 司法研修所教官 平成5年4月 大阪地検特別捜査部 平成13年10月 最高検察庁検事 平成19年1月 最高検察庁退官 平成19年5月 京都弁護士会登録(現任)	0株
6	井村登 (昭和26年 1月17日生)	昭和58年2月 公認会計士登録(登録番号第8049号) 昭和58年2月 井村登公認会計士事務所設立 平成17年6月 通天閣観光株式会社監査役(現任) 平成18年4月 大阪地方裁判所・大阪簡易裁判所 民事調停委員(現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 石川次郎、川端伸也および井村登の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者の選任理由について

石川次郎氏につきましては、平凡出版(株)(現:株マガジンハウス)の主要誌の編集長並びに広告局長を歴任され、また「食」の分野にもご造詣が深く、同氏がこれまでに培ってきた豊富なご経験とご知見を当社の経営に活かしていただきたく社外取締役候補者とするものであります。

川端伸也氏につきましては、法曹界での経歴が長く、高いご見識と豊富なご経験を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

井村登氏につきましては、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的知見を有しており、当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

(2) 責任限定契約の概要

石川次郎氏、川端伸也氏及び井村登氏の3氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とします。

第5号議案 監査役1名選任の件

当社における今後の監査体制の一層の強化を図るため、監査役を現在の4名から5名に増員いたしたく、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
関根 幹 雄 (昭和21年 8月27日生)	昭和50年10月 司法試験合格 昭和53年4月 大阪弁護士会に弁護士登録 平成6年4月 日本弁護士連合会消費者問題 委員会PL法担当副委員長 平成12年4月 近畿弁護士会連合会理事 平成13年4月 日本弁護士連合会消費問題対 策委員会委員 日本弁護士連合会情報問題委 員会委員 平成17年4月 大阪弁護士会副会長 平成18年4月 大阪弁護士会 弁護士から警 察への依頼者密告制度問題対 策本部事務局長 大阪弁護士会 日本司法支援 センター対策委員会副委員長	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 関根幹雄氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由について
関根幹雄氏は、弁護士として法的な専門知識と経験を有し、客観的立場から当社の経営を監査されることが期待されることから社外監査役候補者とするものであります。
4. 関根幹雄氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定により、同氏を含め全ての社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とします。

第6号議案 会計監査人3名選任の件

当社の会社法第346条第4項及び第6項の規定に基づく一時会計監査人であり、みずず監査法人が本總會終結の時をもって任期満了となりますので、改めて会計監査人3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	事務所の所在地	略歴
1	山田拓幸 (昭和25年11月25日生)	山田公認会計事務所 大阪市北区西天満 5-9-5 谷山ビル	昭和57年3月 公認会計士登録 (登録番号第7479号)
2	廣瀬隆明 (昭和26年6月15日生)	廣瀬公認会計士事務所 福岡県北九州市八幡 西区黒崎3-1-7 日本生命黒崎ビル	昭和57年3月 公認会計士登録 (登録番号第7485号)
3	中谷秀孝 (昭和31年1月26日生)	中谷公認会計士事務所 大阪市北区天満 4-3-5 中之島岡田ビル	昭和57年8月 公認会計士登録 (登録番号第7836号)

第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって退任されます取締役三宅孝夫、島田稔、佐々木三郎、藤井孝行、黒田栄吉、田代聖師、島一の7氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、循環取引等の不適切な取引に関する責任を勘案した減額措置を講じたうえで、その相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。なお、島一氏以外の6氏につきましては、それぞれ使用人兼務取締役であり、使用人分に相当する退職慰労金のみを贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金贈呈の対象となる退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
三宅孝夫	昭和49年10月 当社取締役 昭和54年4月 当社常務取締役 平成元年4月 当社専務取締役 平成17年6月 当社取締役専務執行役員営業統括本部長 (現任)
島田稔	平成9年6月 当社専務取締役 平成17年6月 当社取締役専務執行役員管理統括本部長 (現任)

氏 名	略 歴
佐々木 三 郎	平成7年2月 当社取締役 平成12年6月 当社常務取締役 平成17年5月 当社専務取締役 平成17年6月 当社取締役専務執行役員 平成19年5月 当社取締役常務執行役員東京支社長兼海外事業部長（現任）
藤 井 孝 行	平成2年2月 当社取締役 平成10年1月 当社常務取締役 平成17年6月 当社取締役常務執行役員 平成18年8月 当社取締役専務執行役員 平成19年5月 当社取締役常務執行役員生産開発事業本部長（現任）
黒 田 栄 吉	平成6年2月 当社取締役 平成8年5月 当社常務取締役 平成17年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長（現任）
田 代 聖 師	平成6年2月 当社取締役 平成15年7月 当社常務取締役 平成17年6月 当社取締役常務執行役員水産事業本部長兼東京水産事業部長（現任）
島 一	平成18年6月 当社取締役（現任）

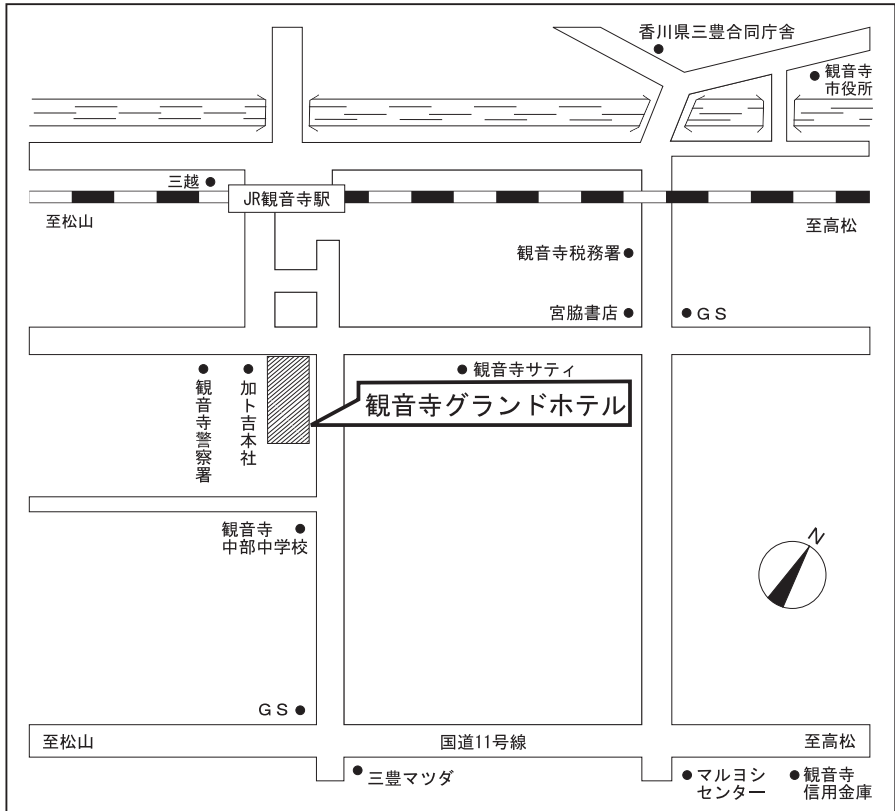
第8号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、平成9年6月27日開催の第42回定時株主総会において、年額18百万円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、会社法の施行および監査体制の強化を目的とした増員を考慮いたしまして、監査役の報酬額を年額40百万円以内に改定させていただきたいと存じます。

現在の監査役の員数は、4名ですが、第5号議案が原案どおり承認可決されますと5名（うち社外監査役4名）となります。

以 上

株主総会会場ご案内略図



会 場 香川県観音寺市坂本町五丁目18番40号
観音寺グランドホテル 1階 大ホール
電話 (0875) 25-5151 (代表)

最寄駅 JR観音寺駅(予讃線)より徒歩約5分